

新潟水泳協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は新潟水泳協会と称する。

(所 属)

第2条 本協会は新潟県水泳連盟・(財)新潟市体育協会に加盟し、新潟県水泳連盟新潟支部となる。

(目 的)

第3条 本協会は新潟地区水泳団体の中枢機関となり、実践的研究・指導により健全で安全な水泳の普及を図り、併せて水泳技術の向上に寄与することを目的とする。

(方 法)

第4条 本協会は第3条の目的を達成する為、下記の事業を行う。

1. 新潟地区を代表して新潟県水泳連盟に加盟し、連絡を緊密に図る。
2. 水泳に関する研究・指導及び講習会などを開催する。
3. 水泳に関する大会の主催・共催・後援を行う。
4. 新潟地区選手権大会を開催する。
5. 水泳に関する調査・活動状況・記録等の資料作成及び機関紙の発行を行う。
6. 水泳諸団体との連絡及び諸事業へ協力する。特に、本協会の目的を達成する為に必要と認める施設・設備・用具等について推薦・推奨を行う。
7. その他本協会の目的を達成する為に必要な事項を行う。

第2章 組 織

第5条 本協会は本協会の趣旨に賛同する新潟地区内の水泳諸団体及び個人を以って組織する。

1. 本協会は加盟登録者を会員として構成する。
2. 本協会の目的に賛同する者は賛助会員となることができる。
3. 賛助会員についての規程は別に定める。

第3章 加 盟 登 録

第6条 本協会への加盟登録についての規程は、別に定める。

第4章 役 員

第7条 本協会に下記の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副 会 長 | 若干名 |
| 3. 理 事 長 | 1 名 |
| 4. 副 理 事 長 | 1 名 |
| 5. 理 事 | 若干名 |
| 6. 監 事 | 若干名 |

第8条 役員の仕事は下記のように定める。

1. 会長は本協会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
3. 理事長は会長の指示を受け、会務を掌理し、理事を代表する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、代行の任にあたる。
5. 理事は会務を分掌し、重要事項の審議にあたる。

6. 監事は会計を監査し、総会に報告する。

第9条 役員の選出及び委嘱を下記のように定める。

1. 会長・副会長は理事会で推挙し、総会の承認を得る。
2. 理事長は理事の互選とし、副理事長は理事長が理事より選出し、理事会の承認を得る。
3. 理事は下記のものに会長が委嘱する。
 - (1) 総会において選出された専門部会の部長・副部長
 - (2) 小体連・中体連及び高体連の新潟地区水泳部会より各2名推薦されたもの。
 - (3) 会長が推薦するもの。
4. 監事は会長が委嘱する。

第10条 本協会は名誉会長・顧問及び参与を置くことが出来る。

名誉会長・顧問及び参与は理事会の推挙で会長がこれを委嘱する。名誉会長・顧問及び参与は会長の諮問に応じ、総会及び理事会に出席して意見を述べることが出来る。

第11条 役員の任期は2ケ年とし、再任を妨げない。又、補充役員の任期は前任者の残任の期間とする。

第5章 機 関

第12条 本協会に次の機関を置く。

1. 総 会
2. 理 事 会
3. 専門部長会
4. 専門部会

第13条 総会は本協会の成人会員で構成し、下記の事項を議決する。

1. 会長・副会長の承認
2. 理事の選出
3. 予算及び収支決算の承認
4. 事業計画の承認
5. 規約・規程・制度の改廃
6. 加盟登録料・年会費・賛助会費の決定
7. その他の重要案件

第14条 理事会は役員で構成し、下記の事項を議決する。

1. 会長・副会長の推挙
2. 名誉会長・顧問及び参与の推挙
3. 新規加盟登録者・賛助会員・推薦・推奨・後援会等の審査
4. 各専門部会の立案による事業計画・予算案等の審議
5. 各専門部の部員の承認。
6. 新潟県水泳連盟の役員及び、(財)新潟市体育協会の役員等の選出。
7. 総会から委任された事項の執行を分掌する。

第15条 専門部長会は各専門部長で構成し、各専門部会立案による計画を調整する。

第16条 専門部会は専門部員で構成し、専門事項を協議し、意見を理事会に提出する。又理事会より委任せられた事項を執行する。

第17条 専門部会についての規程は別に定める。

第18条 総会は毎年1回会長が招集する。又必要に応じて臨時総会を招集することが出来る。

第19条 理事会及び専門部長会は必要に応じて理事長が招集する。

第20条 専門部会は必要に応じて専門部長が招集する。

第21条 本協会の機関は構成人員の過半数の出席（委任を含む）を以って成立し、その決議は出席者の過半数を以って決し、可否同数の場合は議長が決する。

第6章 会 計

第22条 本協会の経費は加盟登録料・年会費・賛助会費・寄附金・補助金・その他の収入を以ってあてる。

第23条 本協会は新潟県水泳連盟及び、(財)新潟市体育協会へ分担金を納入する。

第24条 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7章 そ の 他

第25条 本協会の事業は本協会の会員が責任をもって執行する。

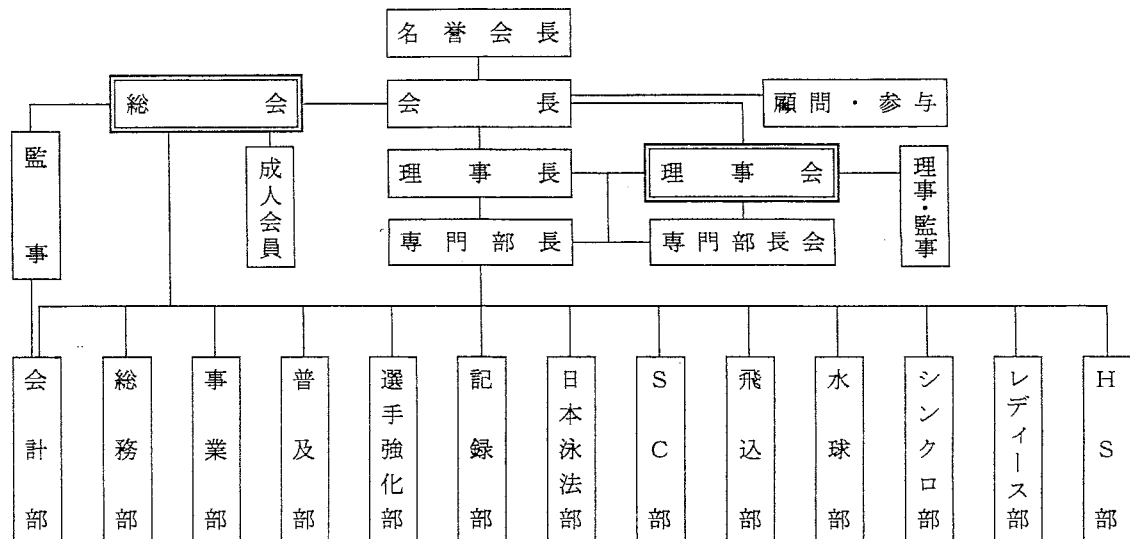
第26条 本協会の主催する各種大会には加盟せる団体・個人以外の出場を認めない。但し、有料で認めることがある。

第27条 本規約施行に必要な細則は別に定める。

附 則

1. 本規約は昭和47年4月1日から実施する。
2. 本規約は改正し、昭和59年4月1日から実施する。
3. 〃 平成14年 〃 〃

新潟水泳協会組織図



専 門 部 会 規 程

第1条 新潟市水泳協会規約第17条により本規程を定める。

第2条 新潟市水泳協会規約第12条の4により下記の専門部会を置く。

- | | | |
|-----------|-----------|-------------------------|
| 1. 総務部会 | 6. 記録部会 | 11. シンクロナイズド
スイミング部会 |
| 2. 会計部会 | 7. 日本泳法部会 | 12. レディース部会 |
| 3. 事業部会 | 8. SC部会 | 13. HS部会 |
| 4. 普及部会 | 9. 飛込部会 | |
| 5. 選手強化部会 | 10. 水球部会 | |

第3条 各専門部会は部長1名、副部長1名、部員若干名を以って組織する。

第4条 各専門部会の部長は各専門部会を代表して、その職務の遂行に責任を負い、その結果を理事会に報告しなければならない。又、部長事故あるときは副部長が代行する。

第5条 各専門部会の部長は総会に於いて選出し、副部長は部長が部員より選出する。部員は各専門部会

に於いて推挙し、理事会の承認を得る。

第6条 各専門部会は部長が招集し、部長は部会で立案した事業計画、予算案等を専門部長会及び理事会に提出する。

第7条 各専門部長は部員に常務を分掌し、処理する。

第8条 理事長は専門部長会議を開き相互の意見を交換し、円滑なる運営を計る。

第9条 総務部は下記の事項を行う。

1. 本協会の規約・規程・制度の改廃案の作成。
2. 本協会の発展に必要な業務改善及び運営等に関する事。
3. 庶務（会議の記録・資料の作成等）に関する事。
4. 総会・理事会・専門部長会の開催及び運営に関する事。
5. 加盟登録・賛助会員申込・推薦・推奨等に関する事。
6. 書類及び用具等の保存・管理に関する事。
7. 他団体との関連事務・渉外一切に関する事。
8. 他の部に属さない事。

第10条 会計部は下記の事項を行う。

1. 加盟登録料・年会費・賛助会費・寄附金・補助金等収入一切に関する事。
2. 支出一切に関する事。
3. 会員名簿・賛助会員名簿等の作成・配布に関する事。
4. 予算書及び決算書の作成。
5. 資金の適正な運用管理に関する事。

第11条 事業部は下記の事項を行う。

1. 年間事業計画（反省と予定）を作成する。
2. 各種大会の主催・共催・後援の企画運営をする。
3. 大会に必要な書類・資料等の作成・管理に関する事。
4. 大会役員の養成強化を図る。
5. 大会役員（上級・第一・二種公認競技役員等）を掌握する。
6. 表彰制度をもうけ、表彰一切を行う。

第12条 普及部は下記の事項を行う。

1. 本協会加盟団体の育成強化を図る。
2. 指導者の養成強化を図る。
3. 指導員（上級・第一・二種公認指導員等）を掌握する。
4. 水泳普及の為の研修会・講習会の開催を図る。
5. 水泳教室等を開催し、水泳人口の拡大を図る。
6. その他普及に必要な事業一切を行う。

第13条 選手強化部は下記の事項を行う。

1. 水泳技術の研究・調査に関する事。
2. 競技力向上の為の合宿・強化練習等の開催を図る。
3. コーチ（第一・二種公認コーチ等）を掌握する。
4. 指導力向上の為の研修会・講習会等の開催を図る。
5. その他選手強化一切の企画運営を行う。

第14条 記録部は下記の事項を行う。

1. 各種大会の要項・プログラム・記録の整理・保存に関する事。
2. ランキング表を作成する。
3. 広報（機関紙・協会史等）の編集発行を行う。
4. その他記録に関する一切の企画運営を行う。

第15条 日本泳法部は下記の事項を行う。

1. 本協会の日本泳法は神伝流とする。
2. 日本泳法の書類・出版物・記録等の保存・管理に関すること。
3. 日本泳法の研修会・講習会等の開催を図る。
4. 日本泳法普及の為、水泳教室等を開催する。
5. その他日本泳法に関する一切の企画運営を行う。

第16条 SC部は下記の事項を行う。

1. 地区SCの和を図り、水泳の普及・選手強化等健全な指導協力を行う。
2. SCにおける大会・研修・講習会の開催等に関すること。
3. 本協会との連絡・報告等に関すること。
4. その他SCに関する一切の企画運営を行う。

第17条 飛込部は下記の事項を行う。

1. 飛込に関する一切の企画運営を行う。

第18条 水球部は下記の事項を行う。

1. 水球に関する一切の企画運営を行う。

第19条 シンクロナイズドスイミング部は下記の事項を行う。

1. シンクロナイズドスイミングに関する一切の企画運営を行う。

第20条 レディース部は下記の事項を行う。

1. レディース部に関する一切の企画運営を行う。

第21条 HS部は下記の事項を行う。

1. HS部に関する一切の企画運営を行う。

第22条 各部員の任期は2年とし、再任は妨げない。

附 則

1. 本規程は昭和47年4月1日から実施する。
2. 本規程は改正し、昭和59年4月1日から実施する。
3. 〃 平成14年 〃 〃

新潟水泳協会加盟登録規程

第1条 新潟水泳協会規約第6条により本規程を定める。

第2条 本協会の各加盟団体に所属する者は所属団体を通じて、個人加盟者は直接本協会に登録しなければならない。

第3条 新規加盟登録料は団体2,000円、個人1,000円とする。年会費は個人1口1,000円とし、2口以上とする。

第4条 登録の更新については、年会費を納めた時点で更新されたものと見なす。3年以上年会費を納めていない場合は登録を取消すことがある。

第5条 本協会に新規加盟登録する場合、理事会の承認を必要とする。

第6条 本協会の名誉を著しく損ね、本協会の目的からはずれる行為のあった会員については、本協会から除名することがある。

第7条 加盟登録の手続きは事務局所定の書式による。

第8条 日本水泳連盟へ登録した選手は本協会の会員とする。

附 則

1. 本規程は昭和47年4月1日から実施する。
2. 本規程は改正し、昭和59年4月1日から実施する。
3. 〃 平成14年 〃 〃

新潟水泳協会賛助会員規程

第1条 新潟市水泳協会規約第5条3により本規程を定める。

第2条 賛助会員

本協会が認めたもので、本協会の目的に賛同し、賛助会費を納入したものを賛助会員とする。

第3条 賛助会費

賛助会員の賛助会費は下記の通りとする。

1. 個人賛助会費 年額 1口 5,000円（1口以上）
2. 会社・団体賛助会費 年額 1口 30,000円（1口以上）

第4条 賛助会員証及び感謝状

1. 賛助会員証

賛助会員には賛助会員証を交付する。

2. 感謝状

5年間継続した会社・団体賛助会員及び、個人賛助会員には前項賛助会員証のほかに、5年ごとに感謝状を贈呈する。

第5条 賛助会員については広報する。（主催するすべての大会プログラムに掲載する）

第6条 賛助会員については本協会の会員名簿にも載せる。

附 則

1. 本規程は昭和59年4月1日から実施する。
2. 〃 平成14年 〃 〃

新潟水泳協会推薦・推奨制度

1. 新潟市水泳協会規約第4条2及び第27条により本制度をもうける。
2. 本協会の推薦・推奨を受けようとする個人又は会社・団体等は本協会の目的・事業に賛同し、賛助会員となること。
3. 本協会の推薦・推奨を受けようとする施設・設備・用具等は下記基準を満たしていること。
4. 本協会の推薦・推奨を受けようとする施設・設備・用具等については本協会へ資料と申請書（所定の用紙）を提出し、審査に合格したものとする。
5. 本協会の推薦・推奨を受けた施設・設備・用具等には認定証を交付し、広報する。
6. 本協会の推薦・推奨を受けた施設・設備・用具等が本協会の名誉を著しく損ねた時、又、基準に合わなくなった時をもって推薦・推奨を取消し、直に通知し、広報する。
7. 本協会推薦・推奨基準を下記のように定める。
 - (1) 水泳の普及及び選手の育成・強化を促進する施設・設備・用具等であること。
 - (2) 地域社会に貢献する施設・設備・用具等であること。
 - (3) 教育的で青少年の健全育成の配慮がなされ、良心的で安全な施設・設備・用具等であること。
 - (4) その内容及び安全性・環境等が充実していること。
 - (5) 推薦・推奨の運用に当っては本協会の指導の下で、常に連絡を取りながら行うこと。
8. 上記の内容にあてはまらない事項については理事会で審議する。